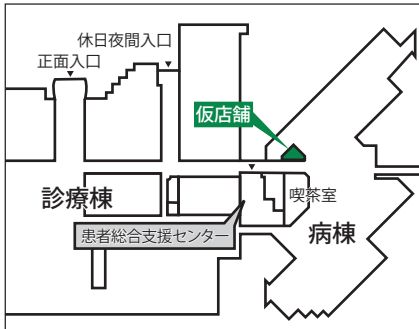


市民病院の売店リニューアルに伴い仮店舗を開設します

市民病院診療棟2階の売店を7月1日(木)にリニューアルオープンする予定です。オープンまでの期間は下図のとおり1階に仮店舗を開設します。

問合せ先: 市民病院管理課 (☎ 33・6278)



大道橋が7月1日(木)に開通します

牟呂町の八間川に架かる大道橋の架け替え工事がまもなく完了し、7月1日(木)に開通します。

問合せ先: 道路建設課 (☎ 51・2525)



6月1日～30日は海洋環境保全推進月間

「未来に残そう青い海」を合言葉に、一人ひとりが環境保全を心がけましょう。

- 吸い殻、釣り糸などを海にポイ捨てしない!
- 弁当容器、空き缶などのゴミは持ち帰り!
- 使用しなくなったボートは放置せず、適正に処分する!

また、海へのゴミ投棄や海洋汚染、海での事件・事故を見かけたら「118番」へ通報をお願いします。

問合せ先: 三河海上保安署 警備救難係 (☎ 34・0118)

トマト黄化葉巻病のまん延防止にご協力ください

トマトやミニトマトの芽先が黄色く、葉が小さくなり、生長が止まってしまう、果実のつきが悪くなる「トマト黄化葉巻病」が増えています。この病気は、「タバココナジラミ」という虫を媒介として病気のトマトから健康なトマトへ広がるもので、一度感染すると回復することはありません。市内の農家の方だけでなく家庭菜園での被害も発生しています。この病気を広げないように、トマトやミニトマトを栽培する方は次のことに注意しましょう。

- 畑の周りの雑草をとり、コナジラミが住み着かないようにしましょう
- コナジラミが発生したら、農薬で防除しましょう(農薬を使用する場合は、ラベルの記載に従い、周囲に飛散しないよう十分注意してください)
- 病気にかかった株は早めに取り除き、土に埋めたり、ビニール袋に密閉したりして片付け、病気が周りの株にうつるのを防ぎましょう
- 収穫の終わった株は早めに片付けましょう

なお、病気にかかったトマトを食べても健康に影響はありません。

問合せ先: 市役所農政課 (☎ 51・2475)、JA豊橋営農指導課 (☎ 25・3814)、愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課 (☎ 63・3529)



新芽に現れた葉巻症状

事業主対象求人説明会

とき: 6月11日(金)午後1時30分～3時30分 **ところ:** ライフポートとよはし(神野ふ頭町) **対象:** 来年3月新規学校卒業予定者の採用を予定する事業主

内容: 新規学校卒業予定者対象求人の取り扱い、公正な採用と選考など **問合せ先:** 豊橋公共職業安定所 (☎ 52・7194)

豊橋市内文化財分布図(第6版)を配布しています

文化財分布図は、市内の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)などの位置を記載したものです。包蔵地内で宅地造成など土木工事を行う場合には、事前に届出が必要となります。事業者の方には無料で配布しますので、利用してください。

問合せ先: 美術博物館 (☎ 51・2879)

6月は環境月間、6月5日は「環境の日」です

「環境の日」は、昭和47年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された環境問題についての最初の世界的会議である「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。また、日本では環境庁(当時)の提唱により6月の1か月間を環境月間と定めています。世界各国でも、この日に環境保全の重要性を認識するためさまざまな行事が行われます。市民のみなさんも、かけがえのない地球環境を守るため、この機会に自分の生活を振り返り、環境にやさしい生活を始めてください。

問合せ先: 環境保全課 (☎ 51・2385)

6月23日～29日は男女共同参画週間です

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日は平成11年6月23日です。毎年6月23日～29日の1週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画について理解を深めるためのさまざまな取り組みを行っています。男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」、その実現のためには、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

男女共同参画絵手紙・イラスト展示

とき: 6月23日～29日(土・日曜日を除く) **ところ:** 市役所ギャラリー(東館1階) **内容:** 募集した男女共同参画に関する絵手紙の入賞作品やパネル、啓発冊子を展示します。
[共通事項] **問合せ先:** 男女共同参画課 (☎ 51・2188)



プロ野球セ・リーグ公式戦 交通規制にご協力ください

問合せ スポーツ課 ☎51・2866

6月23日(水)開催の「中日ドラゴンズ対横浜ベイスターズ戦」当日は左図のとおり交通規制が行われます。ご理解とご協力をお願いします。また、会場に駐車場はありませんので、当日観戦する方は市内電車・路線バス・豊橋駅または二川駅からの定額タクシー・豊橋駅/1700円、二川駅/1800円)などを利用してください。帰りは、岩田運動公園北側駐車場から豊橋駅行き臨時バスが出ます。

[交通規制]
 車両駐停車禁止区域 (午後2時~10時)
 車両駐停車禁止区域 (終日)



情報ピックアップ



住宅用火災警報器はついていますか？

問合せ 消防本部予防課 ☎51・3115

住宅用火災警報器は火災をいち早くキャッチし音声や音で知らせてくれるものです。市内では、平成21年の1年間に住宅用火災警報器の設置により、早く発見ができ、火災に至らない、またはばや程度でおさまった事例が13件ありました。平成20年6月1日からすべての住宅に煙式の住宅用火災警報器の設置が義務化されています。ただし共同住宅などで消防法令に適合する自動火災報知設備などがすでに設置されている場合は、設置が免除されます。

■**寝室への火災警報器設置が大事です**

火災の発生に気付かず逃げ遅れて多くの方が犠牲となっています。特に就寝中は火災に気付くのが遅くなるので寝室への取り付けが必要です。

■設置場所

■**寝室** 就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置します。

■**階段** 就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面に設置します。

■**台所** 調理時に煙または蒸気が直接かからない天井または壁面に設置します。

設置例



取付方法などの詳細については、購入した器具の取扱説明書を確認してください。

■購入場所

電化製品販売店、消防防災設備取扱店および量販店などで購入できます。購入の目安として次のマークがついているものを選びましょう。



〈日本消防検定協会鑑定マーク〉

要質な訪問販売などに十分注意してください。

市職員や消防職員のふりをして強引に価格の安いものを高額で販売するケースがあります。市職員や消防職員が販売することはありません。また、業者による点検の必要はありません。取扱説明書で点検方法をよく確認して、自ら点検を行う習慣をつけましょう。

6月6日~12日は危険物安全週間

(危険物安全週間標語)

「危険物 事故は瞬間 無事故は習慣」

ガソリン、灯油などの石油類をはじめとする危険物は事業所などで幅広く利用されるとともに、私たちの生活の中でも欠かすことのできないものとなっています。これは私達の暮らしを豊かにする一方で、その取り扱い方法を誤ると火災などの災害を誘発する危険性を持っています。危険物を貯蔵する、または取り扱う場合は、次のことに注意しましょう。

◎ガソリン、灯油などは必要以上に貯蔵せず、子どもや外部の者が容易に触れないよう安全な場所で管理しましょう。

◎引火性の危険物(ガソリン、灯油、スプレー缶など)を火の近くで使用するのをやめましょう。

◎スタンドなどの給油取扱所でガソリンや灯油を購入するときは、決められた運搬容器(ガソリンは専用の携行缶など)に入れましょう。

情報ピックアップ